



遺贈寄付が行われた場合の課税関係について

あずま しんや
東 真也



はじめに

近年、家族関係の変化、相続に対する関心の高まりから遺言書の作成が増加している。また、子供のいないおひとり様の増加により、「兄弟姉妹」「甥姪」などと関係性が希薄な場合、「人のため・社会のため」との思いから、遺贈寄付を選択し、公益法人・NPO法人に対し遺贈する旨の遺言書を作成することにより、社会貢献を行う傾向が今後強まっていくことが予想される。

筆者は相続税申告実務の現場に身を置いているが、相続財産自体を目的とする遺言や、相続財産自体を目的とする遺言ではなく、財産を換価し、換価した金銭を遺贈することを内容とする遺言を見る機会が多くなってきていると感じている。

本稿では、法人への遺贈寄付に係る課税上の取扱いについて整理していきたい。

1 遺言書による法人への 寄付の課税上の取扱い

(1) 法人への遺贈寄付

遺言による寄付は、被相続人による寄付である。遺贈により財産を取得するのが法人であれば、相続税法上では納税義務者とならないため、遺贈寄付部分について相続税は発生しない。

寄付先が法人であれば、株式会社・一般社団法人・一般財団法人や認定を受けていないNPO法人であったとしても、原則として相続税は課税されない。なお、財産を受け取る法人側では、公益法人等の一定の法人を除き、法人税が課税されることになる。

(2) 租税回避とされる場合

法人に対する寄付であっても、その寄付によりその寄付をした者の親族その他特別の関係がある者の相続税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、法人を個人とみなして相続税が課税される。

実際に相続税の負担が不当に減少する結果となるかどうかの判断は難しいが、一般的に下記の4要件を満たしていれば相続税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとしている。

- ① 法人の運営が適正であるとともに、役員等のうち親族等の占める割合が3分の1以下とする旨の定めがあること
- ② 関係者に特別の利益を与えないこと
- ③ 残余財産等が国等に帰属する旨の定めがあること
- ④ 公益に違反する事実がないこと

(3) 準確定申告の寄付金控除

遺言による寄付は、被相続人による死亡時の寄付である。したがって、寄付先が寄付金控除の対象である法人の場合には、被相続人の準確定申告で寄付金控除を受けることができる。

法人に遺贈されるのは死亡後一定の期間経過後となるため、受領証の発行は受入の時点となる。このような場合には遺贈寄付であった旨・寄付者が死亡した日・財産の受入日などを、受領証に記載するなどの対応が必要と考えられる。

(4) みなし譲渡所得(所得税59条)

個人に対して遺贈があった場合には相続税の課税対象となるが、法人が遺贈を受けた場合には原則的には法人税の課税対象となる。

しかし被相続人が譲渡所得の対象となる資産(不動産、有価証券等)を法人に対して遺贈した場合には、被相続人が時価により法人に譲渡したものとみなして被相続人に対して譲渡所得税が課税される。

2 被相続人の財産を現物で 法人に遺贈した場合

遺贈寄付には、現預金を遺贈寄付する場合と、不動産や有価証券等を遺贈寄付する場合がある。両者の大きな違いは、1(4)のとおりみなし譲渡所得の課税の問題となる。

現預金の遺贈寄付では所得税の課税の問題が発生することはない。不動産や有価証券等の遺贈寄付で、その財産に含み益がある場合みなし譲渡課税の適用を受け、所得税の課税が発生する。

また、財産を法人への遺贈とした場合、申告義務の承継者について明確に条文等で明示されていない。しかし、税法は「実質所得者課税の原則」をとっており、相続財産について実質的な権利を有していない相続人に対して、譲渡所得課税を行うのは妥当ではないと考えられる。したがって、譲渡所得は法人である受遺者に帰属し、申告等の納税義務も受遺者が行うと考えるのが妥当であると考えられる。

(1) 普通法人等への遺贈

その遺贈に係る資産が不動産、有価証券等であるときは、相続開始時に被相続人がその資産をその時の時価により普通法人等に譲渡したものとみなして、譲渡所得課税が行われる。

法人が包括受遺者として負担した譲渡所得税は、法人税の申告上損金に算入することができる。

(2) 国等への遺贈

国又は地方公共団体に対し不動産、有価証券等の遺贈があつた場合には、所得税法第59条の規定の適用については、当該財産の遺贈がなかつたものとみなすこととされている。したがってみなし譲渡所得は非課税となる。

(3) 公益法人等への遺贈

公益法人等へ不動産、有価証券等の遺贈があつた場合には、原則として相続発生時に被相続人がその財産をその時の時価により公益法人等へ譲渡したものとみなして、普通法人等への遺贈と同様に譲渡所得課税が行われる。

しかし、譲渡所得の起因となる財産を公益法人等に寄付した場合に、その寄付が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、みなし譲渡所得税について非課税とする制度が設けられている。

【非課税承認の要件（一般特例）】

公益法人等に財産を寄付した場合のみなし譲渡所得の非課税の特例に係る国税庁長官の承認を受けるには、その公益法人等に対する財産の寄付について次の「要件1」から「要件3」までに掲げる

全ての要件を満たすことが必要である。

（要件1）

その寄付が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

＜要件1の具体的な判定基準＞

次の(1)から(4)までの全てを満たしているときは、上記の「要件1」に該当するものとして取り扱われます。

- (1) 寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業が、その事業の内容に応じ、その公益目的事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有すること
- (2) 寄附を受けた公益法人等の事業の遂行により与えられる公益が、それを必要とする人の現在又は将来における勤務先、職業などにより制限されることなく、公益を必要とする全ての人と与えられるなど公益の分配が適正に行われること
- (3) 寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業について、その公益の対価がその事業の遂行に直接必要な経費と比べて過大でないことその他その公益目的事業の運営が営利企業的に行われている事実がないこと
- (4) 寄附を受けた公益法人等の事業の運営について、法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと

（要件2）

その寄付財産（代替資産※1を含みます。）が、その寄付日から2年を経過する日までの期間内（※2）に寄付を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は 供される見込みであること。

※1 「代替資産」とは、収容や災害など一定のやむを得ない理由により寄附財産を譲渡した場合に、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（株式にあつては、株式交換など一定のやむを得ない理由により寄附財産である株式を譲渡したことにより取得したものに限り、）などをいいます。

※2 上記の「2年を経過する日までの期間」については、例えば、寄附を受けた土地の上に建物を建設し、その建物を公益目的事業のように直接供する場合において、その建物の建設に要

する期間が通常2年を超えるときなど、一定のやむを得ない事情があるため、寄附財産を寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難であると認められるときは、その期間については国税庁長官が認める日までの期間となります。

(要件3)

その寄付により、寄付した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄付した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

<要件3の具体的な判定基準>

次の(1)から(5)までの全てを満たしているときは、上記の「要件3」に該当するものと認められることとされています。

- (1) 寄附を受けた公益法人等の運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則(以下、「定款等」といいます。)において、理事、監事及び評議員(以下「役員等」といいます。)のうち親族関係がある人及びこれらの人と特殊の関係がある人(以下「親族等」といいます。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること

(注) 「理事、監事及び評議員」には、名称のいかんを問わず実質的にみてこれらと同様の役職(例えば、宗教法人の「責任役員」など)も含まれます。

「運営組織が適正である」とは

運営組織が適正であるかどうかの判定は、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行います。

- ① 定款等において、一定の事項が定められていること
- ② 寄附を受けた公益法人等の事業の運営及び役員等の選任などが、法令及び定款等に基づき適正に行われていること
- ③ 寄附を受けた公益法人等の経理については、その公益法人等の事業の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていると認められること

「特殊の関係がある人」とは

特殊の関係がある人とは、次に掲げる一定の関係を有する人をいいます。

- ① その人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- ② その人の使用人及び使用人以外の人でその人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している人
- ③ ①又は②に掲げる人の親族でこれらの人と生計を一にしている人
- ④ 以下に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員(イにおいて「会社役員」といいます。)又は使用人
イ その人が会社役員となっている他の法人
ロ その人及び①から③までに掲げる人並びにこれらの人と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

- (2) 寄附した人、寄附を受けた公益法人等の役員若しくは社員又はこれらの人の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと
- (3) 寄附を受けた功績法人等の定款等において、その公益法人等が解散した場合の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること
- (4) 寄附を受けた公益法人等につき公益に反する事実がないこと
- (5) 寄附により校正法人等が株式の取得をした場合には、その取得によりその公益法人等の保有することとなるその株式の発行人の株式(寄附前から保有する株式を含みます。)が、その発行済株式の総数の2分の1を超えることとならないこと

(出典：公益法人等に財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の特例のあらまし(国税庁))

【非課税承認の手続き】

租税特別措置法40条の非課税承認を受けようとする場合は、「租税特別措置法40条の規定による承認申請書」及び必要な添付書類を、遺贈のあった日から4か月以内に、所得税の納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

法人への遺贈寄付の場合、非課税の適用を受けようとする者が死亡しているため、その受遺者が提出することとなる。

【非課税承認の取消】

承認を受けた寄付であっても、その後承認要件に該当しなくなった場合は、国税庁長官はその承認を取り消すことができることとされており、その遺贈財産が公益目的に供される前後で、課税関係が異なることとなる。

(事業供用前)

寄付を受けた公益法人等が寄付財産を公益目的事業の用に直接供する前に承認が取り消された場合には、その遺贈者に対して、遺贈のあった時の時価相当額により財産の譲渡があったものとして、その遺贈があった日の属する年分の所得として、所得税が課される。

(事業供用後)

寄付を受けた公益法人等が寄付財産を公益目的事業の用に直接供した後に承認が取り消された場合には、その遺贈を受けた公益法人等を個人とみなして、遺贈のあった時の時価相当額により財産の譲渡があったものとして、その遺贈があった日の属する年分の所得として所得税が課される。

3 被相続人の財産を**換価して遺贈した場合**

換価遺言とは、遺言により遺言執行者が、相続財産を換価し、その換価代金により相続債務、遺言執行費用等を清算し、清算後の金銭を受遺者Aに2分の1、受遺者Bに4分の1、受遺者Cに4分の1の割合で分配するなど記載した内容の遺言をいう。

この場合、相続財産そのものを遺贈していないため、上記2に記載した各種特例は適用できないこととなる。

相続財産の金銭への換価は、預貯金等の場合であれば払い出しとなり、換価資産が譲渡所得の

基因となる資産（不動産、有価証券等）であれば、所得税法33条に規定する資産の「譲渡」に当たり、換価遺言が行われた場合の課税関係等は、次のとおりとなる。

(1) 特定遺贈の場合の納税義務者

特定遺贈とは、遺贈する財産を具体的に特定して遺贈する方法をいう。遺贈する目的物の種類に応じて、特定物遺贈と不特定物遺贈に分けられる。

換価遺言は、その目的物が換価代金（金銭）と考えられ、換価代金は相続財産自体ではなく不特定物である金銭のため、不特定物遺贈と考えられている。

換価遺言の場合、遺言執行者が相続財産を占有・管理・売却処分し、売却代金を管理し相続債務を弁済する。換価する相続財産の管理処分権限は、遺言執行者に帰属することになるが、遺言執行者の行為の効果は、法的には相続人に帰属すると考えられる。

また、受遺者は不特定物遺贈の場合には、相続財産に対して、物権的効力がなく換価した相続財産について、所有権を有しているとは認められない。しかし、これらの事由をもって相続人に譲渡所得税を課するのは妥当ではなく、遺言により相続開始時から法的に収益の享受が確定している受遺者が、原則的には納税義務者になると考えられる。

この場合、受遺者が個人であれば受遺者が譲渡所得の計算を行うのであるが、受遺者が法人であるときは、換価される相続財産は遺言執行により金銭に変化するものの、その相続財産の経済的価値は遺言により法人に移転し、通常の法人への遺贈と同様とされる。

したがって、所得税法59条の適用対象となり、被相続人にみなし譲渡課税が行われ、相続人が被相続人の納税義務を承継することとなる。

(2) 包括遺贈の場合の納税義務者

遺産の全体またはその何分の一というように、財産を特定せずに一括して与える遺贈をいう。

換価遺言が包括遺贈とされる場合、遺贈による物権的効力が生じ、受遺者は、換価される相続財産について、法的な所有権を有するが、遺言執行者の存在により、その権利が制限される。この場合には、包括受遺者が所有権者であり、譲渡所得は、受遺者に帰属し、受遺者が納税義務者になるとされている。

(3) 相続人が不存在の場合の納税義務者

相続財産法人が成立し、相続財産の権利義務は相続財産法人の権利義務になり、換価財産の所有権は、相続財産法人が有することになる。この場合、譲渡に係る所得は、所有権者である相続財産法人に帰属すると考えられる。

なお、この場合には、被相続人にみなし譲渡所得課税が行われ、相続財産法人がその納税義務を承継する。

おわりに

遺贈寄付を行った場合には、その財産の受け取り方、受け取る相手によって、課税関係・納税義務者が変わってくる。

また、遺言自体の記載の方法や解釈の仕方により、課税関係が変わってくるものとも考えられる。

相続税申告実務においても、遺言者の遺言に託した想いを汲み取り、適正な処理ができるよう遺贈寄付の仕組みや法律を学んでいきたいと思う。

【参考文献】

税理士脇坂誠也・司法書士三浦美樹：相続に係る専門家のための遺贈寄付の実務

税務大学校論叢：換価遺言が行われた場合の課税関係について

国税庁：公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例のあらまし

随 筆



コロナパンデミックに思う

みどり かわ ひかる
緑 川 光

あけましておめでとうございます。

新年早々にこのような原稿をお届けさせていたきますことを先ずはお許し願います。

昨年、細々と営んでいる我が事務所にとっては大変な年となりました。顧問先の解散・清算決了をした法人が4件もあり、このうち明らかにコロナの影響を受けた法人が2件ありました。コロナの第7波以降、マスク着用や飲食等をあまり意識しなくなりましたが、コロナの影響はこれからも社会経済を中心にじわじわと随所に現れてくると思います。

《コロナの感染者等の推移》

令和2年1月3日に日本国内でコロナの発症が確認されてから今年で足掛け4年目に突入してしまいました。国内の感染者数と死亡者数の推移を見ますと、2年12月末では感染者数23万人余、死亡者数3,414人。3年12月末は累計感染者数173万人余、累計死亡者数が1万8,393人。それがなんと昨年12月17日付の新聞発表によります

と累計感染者数は2,714万人余、累計死亡者数は5万3,543人にも到達してしまいました。

コロナへの治療法とワクチン等の効果で、第1波の致死率が1.79%から第7波は0.11%と、パンデミック当初の16分の1にまで低下しました。しかし、死亡者が1万人を超えたのは3年4月26日で、4年2月11日に2万人、91日後の5月13日に3万人、9月1日に4万人、さらに12月2日には5万人を超え、この先、どのように推移していくのか大いに気になります。

全世界で考えますと、4年12月17日現在の累積感染者が6億5,309万人、死亡者数が666万人となっていますが、発表しない国もありますので実態はそれ以上と思われます。

《パンデミックの歴史》

パンデミックといえば、14世紀にヨーロッパで始まった「ペスト」が有名です。世界の総人口が4億人強のところヨーロッパを中心に1億人弱が死亡したといわれ、自然界の寒冷期（小氷期）に入り農作物の減収による栄養状態の悪化と、商業化・都市化によるヒトの移動や集住という社会の変化がペストというパンデミックをもたらしたわけです。

次にコロンブスのアメリカ到達などに代表される大航海時代(15世紀)からイギリス産業革命(18世紀半ば)に至るまでのパンデミックは「天然痘」